

各部課（かい）長 様

熱海市長 齊 藤 栄

令和8年度予算編成方針について（通達）

令和7年度は、最優先課題である伊豆山被災地域の復旧・復興及び台風10号による被害からの復旧に係る事業を着実に実施するとともに、「宿泊税」を主な財源とした「熱海観光局」の始動による観光振興と地域経済の更なる活性化を図るための施策を展開している。

同時に、子育て、教育、福祉、環境など住民福祉の向上を図り、市民満足度を高めていくための施策を推進し、中長期的な視点で本市が持続的に発展する仕組みづくりを目指した「熱海2030ビジョン」の実現に取り組んでいる。

令和8年度は、伊豆山被災地域の道路・河川・公園などの整備の完了に向けて全力を挙げて取り組むとともに、必要な政策資源を投入していく。また、本格稼働する「熱海観光局」を通して、温泉観光地の全国モデルをここ熱海から作っていくことを目指すとともに、将来を見据えた持続可能な財政運営に努め、温泉観光地としての魅力と市民生活の質をさらに高めていく施策を講じていく。

職員におかれては、常に世の中の新しい動向に関心を持ち、技術や価値観そして社会課題における様々な変化を踏まえつつ、縦割り意識から抜け出し、市民目線、全体最適、スピード感を意識して、課題の本質を追求していくことを期待する。

併せて、責任ある行政運営の観点から、市民から見てわかりやすく無駄がないか、意図した目的をどの程度達成し、対象とした市民や社会環境にいかなる変化や影響をもたらすことが可能であるか、という視点をもって施策に取り組まれることを期待する。

各部課長におかれては、職員の創意工夫・チャレンジ精神が常に発揮できるよう環境づくりに取り組むとともに、部署横断の施策検討・実行を常に意識するなど、強いリーダーシップを発揮されたい。

1 施策検討の視点

施策検討に際しては、伊豆山被災地域の復旧・復興、「熱海2030ビジョン」の実現に向けた取組及び「2 基本方針（歳入歳出等に係る基本的事項）」とともに、次の点を踏まえ、全庁一丸となって編成作業に当たること。

- (1) 定性、定量データを活用した現状分析のもと、市民意向等を把握し、何のために、どのような手法を用いて、何をするのかを明確にし、施策予算案を作成すること。
- (2) 先進地視察の実施結果に基づく他都市の先行事例など、本市においても効果が見込める施策については、本市の特性を考慮しつつ、施策検討を積極的に進めること。
- (3) 予算案の段階における施策実施の工程については、四半期ごとに進捗把握及び仮の効果測定が可能となるよう設計すること。
- (4) 新政策ヒアリングにおける指示事項等、ヒアリング結果に基づき、予算編成作業を進めること。

2 基本方針

(1) 基本的事項

予算要求額は、継続的に実施する事業に係る経常経費については、原則として、令和7年度当初予算額の範囲内とする。

新政策ヒアリングの対象となった事業を予算要求する場合は、事業計画、後年度への財政負担等を調整したうえで、前年度予算の枠外として要求を認める。

前記事業以外の臨時的経費、新規事業及び既存事業の拡充については、必ず既存事業の見直しや廃止、新規補助金等の財源を確保したうえで要求すること。適切な事業設計、必要経費の見直し等を徹底し、予算要求を行うものとする。なお、基本的事項を遵守した要求であっても、更なる査定を行う。

(2) 歳入について

- ① 市税については、社会経済情勢、税制改正の動向に即応しつつ、的確な課税客体、課税標準の把握に注力すること。また、口座振替やコンビニ収納等の活用を奨励することにより納期内納付の促進を図るとともに、特に税負担の公平確保のため、県内最低レベルの収納率の向上に最大限の努力をすること。

- ② 国・県支出金、市債等の依存財源については、新たな補助制度、融資制度等の発掘に努めること。また、交付金化など制度変更される場合もあるため、情報に十分注意し予算計上すること。市債については、将来予想される施設更新等の大型事業への対応に留意し計画的に措置すること。
- ③ 使用料、手数料等については、受益者負担の原則により、現行料金の設定年度、他都市の状況、関連事務費等を勘案し、適正な額となるように見直しを行うこと。
- ④ その他の収入についても、本来受益者が負担すべきものと考えられるにもかかわらず収入していないケースがないか、原点から精査し、収入の増大と確保に努めること。
- ⑤ 未利用財産については、公共施設マネジメントの観点から、売却や民間投資の誘致など利活用に努めること。
- ⑥ 新たな財源の確保に積極的に取り組むこと。

(3) 歳出について

- ① 既存の事務事業経費については、廃止・中断を含めて全面的な見直しを行い、費用対効果を検討して、徹底的に削減・合理化を図ること。
- ② 経常的経費については、基本的事項を遵守した要求であっても、抜本的見直しを図り、廃止・統合の推進を図ること。
- ③ 新たな補助金は原則として認めないものとする。また、継続する補助金及びイベント開催等の奨励的経費については、公益性、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査のうえ、繰越金及び収入に応じて減額措置を講ずるとともに、可能な限り終期を設定すること。
- ④ 多様な入札・契約方式の推進を図り、公共工事のコストを見直し、縮減について積極的に研究し、予算要求に反映させること。

(4) 特別会計及び公営企業会計について

- ① 特別会計は、その設置趣旨に沿って、一般会計に依存することなく独立採算を目指し一般会計に準じて、予算を編成するものとする。
- ② 公営企業会計は、受益と負担の原則からも適正な料金の設定や徴収体制の強化及び組織のスリム化、アウトソーシング等を推進し、独立採算の基本原則に立脚した経営に努めること。